

Q17 現在のexcelシートのうち、
入力を省略できると考えられる項目があれば、ご提案ください。

(回答結果)

	回答内容	回答数
1	申請人の本国における居住地（認定申請以外）	3
1	申請人のパスポート、在留カードにある性別、期間等	3
2	申請人のメールアドレス	2
2	申請人の上陸予定港	2
2	申請人の査証申請予定地	2
2	同伴者の有無	2
2	申請人の更新の理由	2
2	申請人の出生地（更新、変更）	2
3	申請人の固定電話番号	1
3	申請人の就労予定期間	1
3	申請人の性別	1
3	申請人の出入国履歴	1
3	申請人の携帯電話番号	1
3	申請人の出生地	1
3	申請人の来日履歴と直近の滞在（認定）	1
3	申請人の入国予定年月日	1
3	在日親族の勤務先名称・通学先名称	1
1	申請人の学歴（技能）、卒業学校名と卒業年月日（更新）	5
2	申請人作成用2の勤務先情報	2
3	申請人の婚姻等の届出先及び届出年月日（更新）	1
1	所属機関の従業員数（就労資格系）	2
2	所属機関の直近売上	1
2	所属機関の資本金	1
2	申請人の月平均支弁額（日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）	1
2	申請人の在日身元保証人（日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）	1
1	申請人の在留カード番号（重複部分について）	11
1	所属機関の名称（就労資格系、重複部分について）	11
2	申請人の氏名（重複部分について）	10
3	申請人の職歴（一度入力したら省略）	4
4	申請人の家族・同居人情報（一度入力したら省略）	3
5	住所（申請人、所属機関、身元保証人等、固有の番号の記載が可能な者）	2
5	添付資料で確認できる情報（生年月日等も）	2
6	変更部分のみ変えれば良いようにするべき（更新）	1
他	更新許可申請書全般（COE申請時と同じ招聘元所属機関で継続就労している場合）	1
他	有・無の部分プルダウン式にする	1
他	いわゆる包括的許可の資格外活動許可申請書について、国内に在留している外国人向けの様式があると省略できる項目があると思います	1
◎	省略の必要はない	34

Q18 現在のexcelシートのうち、
表記を改善できると考えられる項目があれば、ご提案ください。

(回答結果)

	回答内容	回答数
1	就労系申請書の所属機関の事業内容・職務内容の項目が極めてわかりにくい（例えば、以前の書式に戻し、別紙にするなど）	5
2	○で囲むところを選択制やチェックボックスにしてほしい	3
3	申請人等作成用の職歴欄が、横長になっている表でみづらい・入れにくい（例えば職歴の数は人それぞれだから、複数の職歴を入力する場合には「欄の追加」ボタンをクリックすれば欄が追加されるようにすれば解消できるのではないか）	2
3	本国における居住地（どこまで書けばいいの分からない）	2
4	その他カッコ内のスペースに余裕があると助かる（特に職務内容について）	1
4	派遣先の売上高は非公表の会社も多いため不要（非公表との入力できないため、0と入力して添付資料にて補足説明をしている）	1
4	学歴のチェック欄が大学かそれ以外かで分離しているが、わかりにくく、つけ間違いやすい	1
4	取次者欄への「入管登録番号」の記載欄の設置（職員の申請窓口での記入作業の軽減）	1
4	年収と月収の記載をどちらかに統一すべき（収入の記載を前年実績若しくは現在の月収ベースのどちらかに統一すべき）	1
4	技能の学歴は不要（前職所属機関名のみでよいのではないか）	1
4	文字が消えている箇所あり	1
4	家族・同居人情報、職歴・学歴情報、法人の基本情報（一度登録したら省略の形で）	1
4	身分系での「婚姻、出生又は縁組の届出先」については、認知、離婚等も含めてどのように記入すべきか迷うので、選択式にすべき	1
4	所属している外国人リスト、所属予定外国人リスト、実習実施者に所属している外国人リスト、実習実施者に所属予定の外国人リストは不要	1
4	英語・日本語表記だけでなく、多言語・日本語にして選択制にする	1
4	「在日親族・同居者」について、就労系は単身者が多く、いたとしても非常に少ないため、別枠としてほしい	1
4	最終学歴の基準が不明確（自国で大卒者が日本語学校を卒業して就職の際に日本語学校を最終学歴とする履歴書添付で説明をしている）修学履歴記載欄があってもいいのではないか	1
4	「申請人（代理人）」、「所属機関等契約先」は意味がはっきりしない	1
4	センターリングや、縮小表示など、見やすい表示の設定をはじめからしてほしい	1
4	養子について年齢の規定がかわったのに申請書では6歳未満のまま	1
4	電話番号を持たない申請者のために、メールアドレスやLINE・WeChat・カカオトーク・FacebookのIDを記載する欄があるとよい	1
4	希望する在留期間は、本当に短期間の滞在の場合だけ記載させればいいのか（多くの外国人が「最長期間」を希望しても、最終的には出入国在留管理庁の裁量によるから）	1
4	派遣先に関しては簡素化できるのではないか	1
4	性別（多様性に配慮）	1
◎	現状のままでよい	37

Q 1 9 現在のpdfシートのうち、
excelへの代替が可能と考えられる項目があれば、ご提案ください。

(回答結果)

	回答内容	回答数
1	質問書	8
2	身元保証書	5
3	帰化許可申請書	1
3	誓約書	1
3	PDFを使うなら、電子印及び電子署名を可能にすべき	1
<input checked="" type="radio"/>	現状で良い	36
<input type="radio"/>	pdfシートは利用していない	9

Q20 現在添付が求められている書類のうち、提出が不要、若しくは他の書類による代替が可能であると考えられるものがあれば、ご提案ください。

(回答結果)

	回答内容	回答数
1	マイナンバーと紐づけて納税証明書等を不要にしてほしい	5
2	登記事項証明書（法人番号を記載するのだから不要）	4
3	所属機関の法人番号から決算書や納税証明書等が紐づけられれば良い	3
4	雇用機関の履歴事項全部証明書について、登記情報提供サービスより取得した登記情報をプリントアウトしたもので代替できるのではないか	2
4	登記事項証明書について、同じ所属機関で複数申請人の同時申請、または毎月のように申請がある場合、少なくとも直近3か月ならば「前件添付」でよいのではないか	2
4	所属機関の決算書について、同じ所属機関で複数申請人の同時申請、または毎月のように申請がある場合、次の決算までは「前件」添付で省略すべき	2
4	行政書士証票の写し	2
4	永住申請の税務署の納税証明書その3（の相続税と贈与税の項目）	2
4	特定技能の添付書類が複雑で多すぎる	2
4	法定提出書類ではないにもかかわらず実質必須とされる書類を公開してほしい（外国人従業員リスト、申請人の勤務スケジュール、世帯全員分の住民票、中国の書類の公証書化など）	2
4	パスポートの写し、在留カードの写し	2
4	住民票	2
5	在留期間更新申請の出生・婚姻証明書（変更がなければ）	1
5	永住申請における身元保証人の納税証明書・親族表	1
5	技・人・国の方の課税、納税証明書は源泉徴収票で代替可能	1
5	配偶者の在職証明書	1
5	確定申告書の写しを添付すれば、課税証明書は不要	1
5	身元保証書	1
5	法定調書	1
5	永住申請の住民税の最大5年分の領収書コピー（残っている人は稀）	1

Q 2 0 現在添付が求められている書類のうち、提出が不要、若しくは他の書類による代替が可能であると考えられるものがあれば、ご提案ください。

(回答結果)

5	所属機関の従業員中外国人リスト	1
5	証明書以外は、前回提出書類でカバーできるものは省略してほしい	1
5	申請書に保証人を記載し、別紙関係も、申請書にその内容を記載できれば押印のみで済む	1
5	特定技能の場合の、受入機関の社会保険や雇用保険の支払状況は「標準報酬決定通知書」や「雇用保険資格確認通知書」などで、法人としての素行については法人税などの納税証明書で確認できる	1
5	所属機関の従業員リスト	1
5	結婚証明書	1
◎	特になし	29

Q 2 1 その他、申請書類の簡素化について、ご意見があればご提案ください。

(回答結果)

	回答内容	回答数
1	書面申請よりもオンライン申請の方が事務が多いという実態の改善 (事前に諸々の手続きを行う必要がある。大規模な企業で外国人の雇用が多い企業の場合、新規採用時は会社負担で認定や資格変更をサポートするが、採用後は従業員個人での申請に任せるという所がある。その場合、新規採用時に事前に予定リストの提出を求められ、その後承認を得られてからオンライン申請では、1週間程度処理の日数がかかっている。また、更新等に際しても、大人数のリスト(変更部分を修正しその確認の手間もある)の提出が不要な窓口申請の方が時間も費用対効果も効率がよい。)	6
2	行政機関でのマイナンバーの取り扱いが増えれば、税金や年金関係の書類などすべて不要で、かつ、明確になるのではないか	5
3	「簡素化ありき」だとすると問題だと思う(不正申請の増加など)	4
4	地方出入国在留管理局が提出を要求する資料と法務省のインターネットホームが要求する資料について、もっと細かく記載するほうが良いと思う	3
5	行政書士単位でのID取得が進まない限り、オンライン申請は伸びないと思う	2
5	特定技能に係る必要書類が多すぎる	2
5	書類の簡素化については賛成だが、申請書等に記載した内容を立証するための必須書類を特定しなければ無理ではないか	2
6	提出を要求される書類の名称や取得方法が複雑すぎて、外国の方が理解しにくく取得が困難な場合があるので、各機関と連携して、もっと取得を簡易化するか、取得する書類を減らしてほしい	1
6	本人申請を原則としているはずなので、申請書の控えを容易に取り出せない現在のシステムは不便	1
6	エクセルやPDFデータの添付書類をできるだけ少なくして、システムへの入力ではほぼ完結できるようにしていただきたい	1
6	所属機関の事業内容がわかりづらい	1
6	所属機関における申請人の職務内容も選択肢が多すぎると感じる	1
6	1年前の顔写真でもOKにしてほしい(大人であれば変わらない)	1
6	同時に在留期間更新許可申請書と資格外活動許可申請書を提出する場合、重複する内容については省略できるのではないか	1
6	申請書の申請者の署名は必要だが、作成年月日は記名可にしてほしい(申請者によっては日時を間違えて書く場合があり、修正に苦勞する)	1
6	収入印紙の納付用紙に署名は不要だと感じる	1
6	特定技能の定期報告は廃止すべき(日本人と同じ処遇といいながら、毎月いくら給与を払ったなどと報告させるのは外国人のプライバシー保護の観点からも問題が大きい)	1
6	オンライン申請をするとカテゴリ3もカテゴリ2の取り扱いとなるはずだが、全国的に「追加資料」を要求される場合が多いと聞く	1

Q 2 1 その他、申請書類の簡素化について、ご意見があればご提案ください。

(回答結果)

6	認定申請などで、PDFで海外の申請人に共有して、それにサインをいただき、再度PDFなどで送り返す取り扱いを原則として認めてほしい	1
6	既に当局側で把握されている情報（資料）は省略してほしい	1
6	単発の申請で考えず、情報をDB化して呼び出せるようにしていただきたい	1
6	行政書士電子証明書を利用するなどして、入管に出頭しなくても電子申請できるようにしてほしい	1
6	申請書類の際にコピーの手続きができない点が不便	1
6	届出済証明書に「事務所の住所」を入れていただき、官公署が発行した写真入りの「事務所住所を証明できる公的身分証」として使えるようにしてほしい	1
6	高度人材等の就労在留資格申請において申請理由書を添付するが、入国管理局の方で所定の様式に記入させる形式を取ればより申請しやすくなるし、また在留資格該当に合致しないなど全く見当違いの申請も防げると思う	1
6	決算関係の書類は、1期目が済んでいる企業等は国税庁からの情報共有により、添付不要、若しくは、情報開示の承諾書を添付して必要書類から除くといった措置が取れば、疎明資料も減量化できるのではないか	1
6	補正時の追加資料として、パスポート、戸口簿、離婚の証明書等は不要であると思われる	1
6	地方による出入国管理局によって、要求される手続事項に違いがあるように思われる（例えば、仙台と東京の違いなど）	1
6	持続化給付金等のようにオンラインでの申請の簡素化、対象者の拡大をして頂けるとありがたい	1
6	担当者によって、その都度、添付書類が異なる	1
6	永住権申請の際の所得税、住民税、健康保険、年金関係の疎明書類についてe-Govを利用するなど各省庁・機構のもつ情報を引用してほしい	1
6	基本カルテを作成して、変更部分のみを審査する形式が簡素化に有効と考える	1
6	申請企業全体の外国人名簿、利用報告は不要	1
6	プルダウンで国籍とか在留資格を選ぶのも手間だと思う	1
6	審査結果のメールがきて、一方で封筒を郵送するのではオンラインの意味がない	1
6	例えば「技能」において、更新せず再度同資格を新規申請するといった場合、以前に許可を付与された実績の証明があるとよい	1
6	永住申請の際の年金関係の書類について、年金事務所と協議のうえ申請様式を統一して出入国在留管理局窓口に備えることを提案する	1
6	必須書類以外はCD-ROM等の電子媒体での提出を可能にしてもらいたい	1
6	所属機関、職種に変更が無い更新申請は大幅に簡素化すべき	1

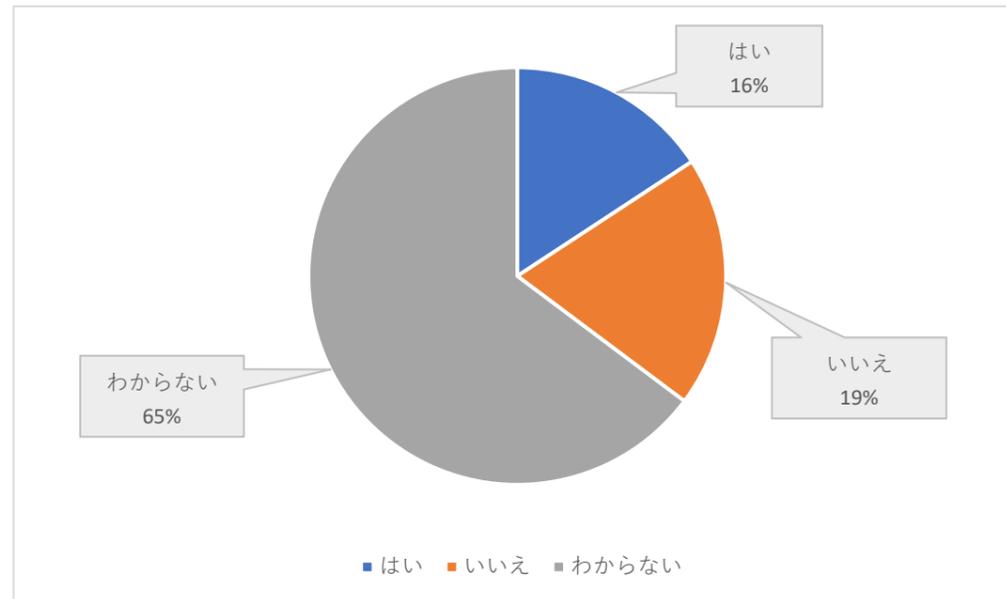
Q 2 1 その他、申請書類の簡素化について、ご意見があればご提案ください。

(回答結果)

6	オンライン申請の委任状だけでオンライン取次申請ができ、事前の利用申出を不要にしてほしい	1
6	許可通知ハガキを持って受取カウンターで手続をする際に「申請時に提出した顔写真は不鮮明なので、別の顔写真を持ってきてください」と言われることがあるが、その場合、あらかじめハガキに「別の顔写真を持参してください」と記載していただきたい	1
6	所属機関の従業員リストの提出に替えて、取次をした外国人リストの提出を認めてほしい	1
◎	現状でよい	21

Q 2 2 マイナンバーカードが普及することによって、行政書士業務の円滑化に繋がると思われますか。

はい	72
いいえ	89
わからない	296



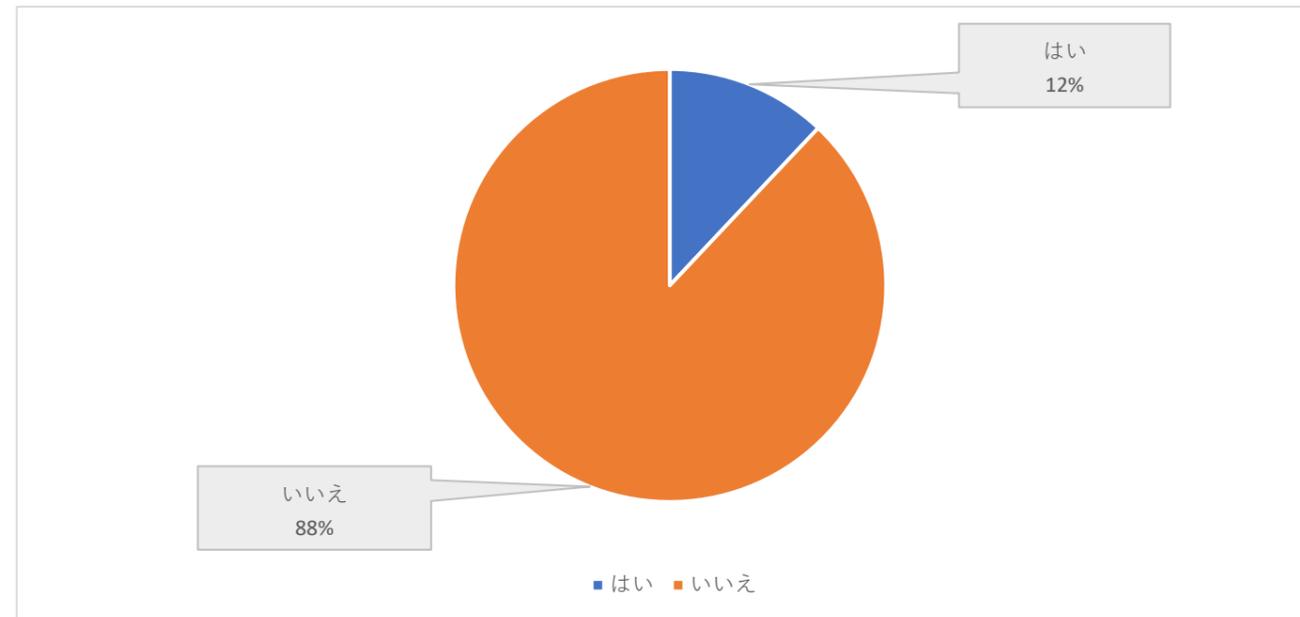
Q 2 3 (Q 2 2で「はい」と回答した方にお伺いします。) どのような点が円滑になると思われますか。

(回答結果)

	回答内容	回答数
1	個人データが紐付いていることで、別途データや書類を取得する必要がなくなる	29
2	本人確認が容易になること (申請取次者を含む)	19
3	書面の煩わしさが無い	4
4	番号だけで申請者等が特定できるため、入力誤りなどが低減すると期待できる	3
4	個人の特정이しやすく、異動の追跡が簡単になる (ただし、個人情報等が漏洩しやすくなってしまうおそれも)	3
5	様々な証明書の取得が容易になる	2
6	手続の迅速化	1
	無回答	11

Q 2 4 「マイナポータル自己情報取得 A P I」をご存知ですか。

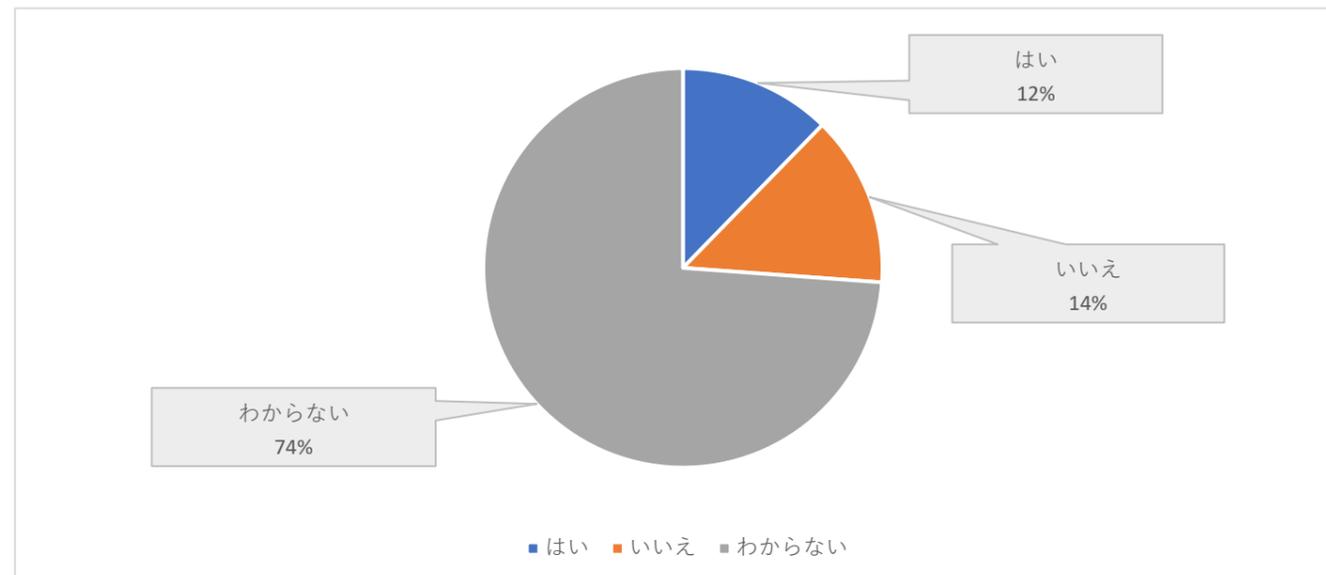
はい	55
いいえ	402



Q 2 5 (Q 2 4で「はい」と回答した方にお伺いします。)

法務省が提供しているオンライン申請に「マイナポータル自己情報取得 A P I」を使用することで、行政書士業務の円滑化に繋がると感じますか。

はい	16
いいえ	18
わからない	96



Q26 (Q25で「はい」と回答した方にお伺いします。)
どのような点が円滑になると思いますか。

(回答結果)

	回答内容	回答数
1	賃金台帳の確認や課税納税証明書等の提出書類が省かれる可能性がある	5
2	オンライン申請が簡素化できる(本人確認が容易になる、手続きがワンストップ化できる)	3
2	マイナポータルにより依頼者個人のデータと行政書士のデータが紐づくことで、行政書士がオンラインで情報を入手することができ、申請取次の作業が効率的になる(ただし、行政書士の参入のハードルが高いことも危惧される)	3
3	g BizIDに一元化すべきではないか	1
3	仮に各種証明書の提出が不要にならない場合でも、自己情報を取得しその画面のプリントアウトで代用できるようになれば効率化が図れる	1
3	外国人がこれに登録すれば社会保険や税金等の不払いといった事案が少なくなると思われる	1
3	IDとパスワードによる認証よりもスムーズになると思われる	1
3	紙の使用を削減できる	1